令和７年度　岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会

台湾プロモーション事業 事業者プロポーザル実施要領

１ 募集概要

1. 目的

当協議会では、令和５年度より、台湾市場をターゲットとしたプロモーションを継続的に実施している。本業務では、台湾市場で根強く残っている団体旅行の囲い込みとFITリピーターを獲得するための事業について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集する。

(2) 企画提案を募集する業務の名称

令和７年度　岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会　台湾プロモーション事業

(3) 業務仕様

【別紙】令和７年度 岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会　台湾プロモーション事業　仕様書のとおり。

(4) 業務期間

契約締結の日から令和８年２月27日（金）まで

(5) 提案上限額

４，３００，０００円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、契約金額ではなく、企画提案の上限額である。

２ プロポーザル実施スケジュール

（１）提案書提出期限 　令和７年８月22日(金曜日)

（２）提案内容審査　　 令和７年８月下旬

（３）結果通知　　　　 令和７年９月上旬

３ 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)プロポーザル審査の日において、国・地方公共団体のいずれかの入札参加資格を有していること。

(2)地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同 法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 174 条第 1 項の規定による 再生計画認可の決定を受けているものを除く。） でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の 規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者で、同法第 199 条第 １項もしくは第２項又は第 200 条第１項の規定による再生計画認可の決定を受けている者 を除く。）でないこと。

(5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開 始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。

(6) 地方税及び国税の滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条及び下呂市暴力団排除条例（平成24 年条例第５号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

(8) 過去５年間に、国・地方公共団体、または観光地域づくり法人（DMO）等から海外プロモーション事業受託の実績を有すること。連携協力事業者の実績も認めることとする。

４ 提案書の提出

（1） 提出書類

提案書の様式・形式等は任意とするが、使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（a）「３ 参加資格」を満たすことを証明する書類（会社概要、納税証明書、事業実績等）

（b）企画書

別紙仕様書の業務内容について、実施内容を具体的に示すこと

・仕様書の業務内容の項目ごとの実施内容、具体的提案及びその手法

・業務に当たる体制

・実施スケジュール

（c）見積書

・別紙仕様書の業務内容の項目別に内訳を記載すること

（２）提出方法

（a）　提出部数 ４部（正本１部、副本３部）

（b）　提出先 下呂市役所観光商工部観光課　〒509-2295　岐阜県下呂市森960

TEL：0576-24-2222 　　FAX：0576-25-3252

※郵送または持参すること

（３） 提出期限 令和７年８月22日（金）午後５時必着

５　質疑応答

（１）質問方法

以下の宛先に電子メールで問い合わせること。質問書の様式は任意。質問者には、受信確認の電子メール返信をもって受付したものとみなす。

・宛先：下呂市役所観光商工部観光課

・アドレス：kankou@city.gero.lg.jp

・件名：【岐阜下呂郡上】プロポーザル質問

（２）質問期限

令和７年８月20日（水）17：00

（３）回答方法

質問への回答は、一括して質問回答書としてまとめ、メールにて返信する。

６ 提案審査評価

（1） 審査評価手法

提案審査評価は、岐阜・下呂・郡上観光宣伝協議会が設置する企画競争委員会にて実施する。審査方法はプレゼンテーション方式とする。

（2） 審査

日 時：令和７年８月下旬

（3） 評価基準

別紙評価基準のとおり

（4） 評価結果の通知

審査結果は、選定結果の可否を全事業者に文書にて通知する。

７ 受託事業者の決定及び契約

・企画競争委員会が提案書の評価・採点を行い、評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、総評価点の６割を満たさない提案者は選定の対象としない。

・同点により複数の最高得点者が生じた場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。

・上記においても複数の同点者が生じた場合は、くじ引きの上、優先交渉権者を決定する。

・提案者が１名のみの場合は、審査により総評価点が６割を超えた場合に決定とする。

・優先交渉権者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

８ 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) ひとつの事業者が複数申請したとき。

(3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。

(4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。

(5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。

(6) その他、本件企画提案に関する条件に違反したとき。

９ その他

(1) 提案書に関連する事項について後日、ヒアリングを行うことがある。

(2) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(3) 提出されたすべての資料の所有権は、当協議会にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

(4) 提出された提案書の著作権は提案事業者に属する。市が提案事業者に無断で他の目的に使用することはない。

(5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。

10 連絡・照会先

〒509-2295　下呂市森９６０　下呂市役所観光課　担当：中迫

TEL　０５７６－２４－２２２２　　FAX　０５７６－２５－３２５２

e-mail:gc001960@city.gero.lg.jp